

長崎市オープンカウンタ実施要綱

〔平成23年6月29日
告示第501号〕

改正 平成23年7月29日告示第557号
平成23年11月21日告示第801号
平成24年9月20日告示第636号
平成25年4月19日告示第326号
平成25年9月17日告示第640号
平成26年7月7日告示第462号
平成26年11月12日告示第653号
平成27年10月9日告示第639号
平成28年3月10日告示第131号
令和元年9月25日告示第571号
令和元年10月30日告示第646号
令和2年2月10日告示第13号
令和2年9月30日告示第536号
令和2年10月30日告示第606号
令和6年3月29日告示第240号
令和7年8月26日告示第617号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する製造の請負及び物品購入（以下「調達案件」という。）に関し、別に定めるもののほか、オープンカウンタにより契約の相手方を決定するための手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「オープンカウンタ」とは、調達案件を公開し、一定の資格を有する者のうち、参加を希望するもの（以下「参加者」という。）から見積書の提出を受け、最低の見積価格を提示したものを契約の相手方として決定する方式をいう。

(対象)

第3条 この要綱の対象となる調達案件は、財務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）に調達の依頼があった案件のうち、予定価格が製造の請負にあつては長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号。以下「規則」という。）第21条第1号に定める額、物品購入にあつては同条第2号に定める額を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、オープンカウ

ンタを実施しないことができる。

(1) 緊急の必要によりオープンカウンタの方式による暇がないとき。

(2) その他特別の事情があると認めるとき。

(参加資格)

第4条 オープンカウンタの参加者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 規則第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項第各号に該当しないと認められる者であること。

(2) 長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和63年12月1日施行）第11条に規定する有資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 前号の有資格者名簿に登録されている地域区分が、対象案件で指定する見積参加資格を満たしていること。

(4) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定による入札参加制限措置の期間中でない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

(6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

(7) 同一見積りに参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

(8) 本業務の履行能力がある者であること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、対象案件ごとに必要な見積参加資格を定めることができる。

(案件及び仕様書の公開)

第5条 オープンカウンタを実施する調達案件の案件は、長崎市電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）及び契約検査課の窓口において、仕様書を付して公開するものとする。

2 前項の規定により公開された案件に錯誤があった場合は、電子調達システム等により周知するものとする。

(見積書の提出等)

第6条 オープンカウンタにより見積書を提出しようとするときは、規則第23条第3項に規定する電子的方法により見積書を作成し、提出期限までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、インターネットの環境の不具合等の理由により、市長がやむを得ないと認めるときは、紙により見積書を提出することができるものとする。この場合において、紙による見積書が提出されたときをもって、同項に規定する電子的方法による見積書が提出されたものとみなす。

3 前項の規定により、紙により見積書を提出しようとする者は、紙見積り移行承認申請書(第1号様式)により市長の承認を得なければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに、その結果を紙見積り承認・否認通知書(第2号様式)により通知しなければならない。

(契約の相手方の決定)

第7条 市長は、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方として決定するものとする。

2 前項の場合において、契約の相手方として決定すべき価格の見積りをした者が2者以上あるときは、電子調達システムの電子くじにより、契約の相手方を決定するものとする。

3 前2項の規定により契約の相手方を決定したときは、電子調達システム等により相手方へ連絡するものとする。

4 有効な全ての見積書が予定価格を超えるとときは、オープンカウンタの実施は取りやめるものとする。この場合において、当該オープンカウンタにおける有効な最低価格の見積書を提出した者と契約することが有利であると認められるときは、その者を契約の相手方として決定することができるものとする。

(無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する見積りは無効とする。

(1) 第4条に規定する参加資格のない者がした見積り

(2) 規則第23条第3項の規定による見積書の提出がなされていない見積り(第6条に規定する紙による見積書の提出を承認された場合は除く。)

(3) 同一事項の見積りについて他の見積参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の見積り

(4) 連合によると認められる見積り

(5) 見積りに関し、不正な行為を行った者がした見積り

(6) 見積金額が確認できない見積り

(7) 見積金額を訂正した見積り

(8) 見積書の記載及び押印に不備がある見積り

(9) その他見積りに関する条件に違反した見積り

(10) その他市長が別に定める要件に該当する見積り

(結果の公表)

第9条 市長は、オープンカウンタを実施したときは、その結果を長崎市のホームページで公表する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 (平成23年6月29日告示第501号)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月29日告示第557号)

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第3条の改正規定(「契約検査課」を「総務局理財部契約検査課(以下「契約検査課」という。)」に改める部分に限る。)は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月21日告示第801号)

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月20日告示第636号)

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成24年11月30日から施行する。

附 則 (平成25年4月19日告示第326号)

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

附 則 (平成25年9月17日告示第640号)

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月7日告示第462号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年11月12日告示第653号)

この要綱は、平成27年1月5日から施行し、同日以後に公開する案件から適用する。

附 則 (平成27年10月9日告示第639号) 抄
(施行期日)

1 この要領は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月10日告示第131号)

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月25日告示第571号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月30日告示第646号)

この要綱は、令和元年１１月１日から施行する。

附 則（令和２年２月１０日告示第１３号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年９月３０日告示第５３６号）

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則（令和２年１０月３０日告示第６０６号）

この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２９日告示第２４０号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年８月２６日告示第６１７号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和７年４月１日からこの要綱の施行の日前までに改正前の長崎市オープンカウンタ実施要綱第３条第１項の規定により実施されたオープンカウンタによる契約は、この要綱による改正後の長崎市オープンカウンタ実施要綱第３条第１項の規定により実施されたオープンカウンタによる契約とみなす。

年 月 日

紙見積り移行承認申請書

（あて先）長崎市長

（提出者）

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名 印

下記の理由により、長崎市電子調達システムを利用したオープンカウンタに参加ができな
いため、紙による見積りの参加を申請します。

1 紙による見積り参加を希望する期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 理由

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

紙見積り 承認・否認 通知書

様

長崎市長

紙による見積りの参加を

☐承認します。

承認期間 年 月 日 ～ 年 月 日

（遵守事項）

- 1 見積書は、提出期限までに契約検査課へ持参すること。
- 2 提出期限までに見積書が提出されなかった場合は、辞退したものとみなすこと。
- 3 本通知を受けた者は、上記期間において、長崎市電子調達システムを利用した見積書の提出ができないこと。

☐承認しません。

（理由）